

[別添3] II 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。)

提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
全国健康保険協会	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第4条で定めるもの	1万人以上10万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
健康保険組合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第5条で定めるもの	1万人以上10万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
全国健康保険協会	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の7	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第9条で定めるもの	1万人未満	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の11	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第13条で定めるもの	1万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第17条で定めるもの	1万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第44条で定めるもの	1万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
日本私立学校振興・共済事業団	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の56	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第58条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第58条で定めるもの	1万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第58条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
国家公務員共済組合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第67条で定めるもの	1万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長又は国民健康保険組合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第71条で定めるもの	1万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の80	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第82条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第82条で定めるもの	1万人未満	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第82条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
地方公務員共済組合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第85条で定めるもの	1万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の86	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第88条で定めるもの	1万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第89条で定めるもの	1万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の108	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第110条で定めるもの	1万人未満	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
後期高齢者医療 広域連合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第117条で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第127条で定めるもの	1万人未満	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は 広島市長若しくは 長崎市長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の127	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第130条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第130条で定めるもの	1万人未満	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第130条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第134条で定めるもの	1万人未満	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は市町村長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第146条で定めるもの	1万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって第163条で定めるもの	1万人未満	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度